

豊川市監査公表第23号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年11月12日

豊川市監査委員	井	田	哲	明
同	鈴	木	篤	男
同	柴	田	訓	成

別紙

定例監査（学校）の結果に関する報告

1 監査の対象

(1) 対象施設

国府小学校、御油小学校、赤坂小学校、長沢小学校、萩小学校、西部中学校、音羽中学校

(2) 所管部署

教育委員会庶務課、学校教育課、学校給食課

2 監査の範囲

令和5年4月1日～令和6年8月26日

3 監査の実施期間

令和6年7月8日～令和6年8月26日

4 監査の方法

監査においては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 重点項目

ア 準公金の取扱事務について

(2) 一般項目

ア 予算執行状況について

イ 収入未済の取扱事務について

ウ 備品等の管理に関する事務について

エ 受託事業に関する事務について

オ 公金の取扱事務について

カ 庶務その他事務について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【国府小学校】

(1) 総括

監査の項目については、軽微な注意事項があったが、概ね適正に執行されていると認められた。

【御油小学校】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

【赤坂小学校】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

【長沢小学校】

(1) 総括

監査の項目については、軽微な注意事項があったが、概ね適正に執行されていると認められた。

【萩小学校】

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

萩小学校活動総合支援委員会及び萩小学校みどりの少年団の預金通帳と預金口座届出印について、同一人物が保管、管理を行っていた。P T A会計事務処理マニュアルでは、「預金通帳は会計担当者が常時保管、管理を行い、届出印はP T A会長または会長が会計の管理を委任した者（会計管理者）が、保管及び管理すること」となっている。預金通帳と届出印は異なる人物が異なる場所で保管、管理することが、不正防止に一定の役割を果たすため、同マニュアルに沿った運用となるよう改善されたい。

【西部中学校】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

【音羽中学校】

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

外部記録媒体（SDカード）の管理について、特定の職員が使用することとなっているため、使用した記録が不明であった。豊川市立小中学校情報セキュリティ基準では「外部記録媒体を使用する時は、外部記録媒体使用簿に必要事項を記入しなければならない」と規定されている。このため、豊川市立小中学校情報セキュリティ基準の規定にしたがい、使用簿を作成するなど、適切な管理を行うよう改善されたい。

【教育委員会庶務課、学校教育課、学校給食課】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。